

解体工事实施設計業務委託仕様書

本仕様書は、高砂市が委託する解体工事实施設計業務を行うにあたって必要な事項等を示したものであり、解体工事实施設計業務の執行は、本仕様書、公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

I. 一般事項

(1) 業務の概要

別紙解体工事設計業務委託要領書による。

(2) 業務の範囲

別紙解体工事設計業務委託要領書による。

(3) 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、都市計画法、建築基準法、消防法、兵庫県条例及び高砂市条例等、関係する法令、条例等を遵守しなければならない。

特殊な工法・材料等の仕様を提案する場合の各法令上の手続き等、その解決は受託者の責任において行う。

(4) 適用基準等

受託者は、設計業務の実施に当たっては、指定された標準仕様書、並び各種設計基準及び日本建築学会規準に基づいて行う。

(5) 関係官公庁への手続き等

受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きに関して、委託者の代理者として一切の届出申請業務を行わなければならない。

受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を委託者側担当係員（以下「担当員」という）に報告し、必要な協議を行うものとする。

計画通知においては、委託期間に関わらず、構造適合性判定に係る打合せ、適合判定を得るまでの事務等についても一切含むものとする。

(6) 打合せ及び記録

原則として、下記の時期に打合せを行う。尚、打合せ事項を覚書（A4版）として提出すること。

- ① 契約直後（工事概要・現場・参考図面・設計要領の確認）
- ② 建築平面計画着手
- ~~③ 構造計算着手前~~
- ~~④ 建築平面計画時（パイプスペース・幹線ルート・屋外機器の配置等の計画）~~
- ~~⑤ 器具等のプロット図完了時（各器具の有無及び配置の確認）~~
- ~~⑥ 計算書及び機器選定書完了時（容量・サイズ・機器の適性を確認）~~
- ⑦ 建築・設備平面図・系統図・機器仕様書の下図完了時

別紙 3-2

- ⑧ 積算着手前（積算図面・積算基準の確認）
- ⑨ 積算完了時（積算図書の確認と総合調整）
- ⑩ その他打合せを必要とするとき

打合せ事項は「打合せ覚書」（様式1）に記録し、業務完了後、原紙及び製本1部を提出する。尚「打合せ覚書」は担当員の同意を得て様式1以外によることができる。

(7) 敷地調査

設計着手前には、必ず現地調査を行うこと。調査の結果、障害物、公害関係及び設備関連事項等について問題が生じる恐れがあると判断される場合は、担当員の指示を受けること。

(8) 別途設計等との調整

委託された業務に関連する別途設計がある場合は、担当員の指示に従って適切な調整を行い、設計内容に不備が生じないように努めること。

(9) 設備工事

設備工事について、別添「電気・機械設備実施設計委託仕様書」によるほかは、本仕様書による。

II. 業務内容

(1) 工事共通仕様書

工事仕様書は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」（発行（社）公共建築協会、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用する。ただし、必要がある場合は補足説明書を作成することができる。

(2) 特記仕様書

別に定める様式に従い作成する。

(3) 材料・工法の指定

仕様材料及び工法等については、当市が指定するものを適用する。ただし、その他のものを使用する必要がある場合は、資料を提出し担当員の承認を受けること。

(4) 実施設計図の作成

(ア) 設計図は、「建築工事設計図書作成基準」（発行（社）公共建築協会、国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に基づき作成する。

(イ) 設計図は、CAD入力を原則とし、図面電子データCD-ROM及び打出しの原図1部を提出するものとする。

(ウ) 図面電子データについては、JWW形式を基本とする。それ以外の形式(DWG形式等)については、変換ソフト等を使用しJWW形式に直すこと。尚、他の形式からJWW形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること。

別紙 3 - 2

(エ) 電子データ提出に際しては、元データ形式 (DWG 形式等) と JWW 形式を合わせて提出し、元データ形式を保存した CD-ROM には、コンピューターにソフトをインストールすることなく図面データが閲覧できるよう、閲覧ソフト (DWG True View 等) を添付すること。

(5) 内訳書

(ア) 内訳書は、「公共建築工事積算基準」(発行 (財) 建築コスト管理システム研究所、国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修) に基づき作成する。

(イ) 内訳書の書式については、当市が指定する様式 (Excel 形式) を利用すること。様式データについては、契約締結後担当員より貸与するものとする。

(ウ) 建築数量の積算方法については、「建築数量積算基準」(発行 (財) 建築コスト管理システム研究所、建築工事建築数量積算研究会 制定) に基づき積算する。

(エ) 積算にあたっては、誤記・脱落のないよう数量は正確に算出し、単価については、刊行物単価及びメーカー見積、積算基準による歩掛りによる単価とする。

(オ) 建築する建物が 2 棟以上になる場合は、担当員の指示する方法に従い、直接工事費を棟ごとに算出すること。

(6) 計算書

計算書は、構造計算書他担当員の指示によるものとする。

(7) 見積書

専門業者等の見積書は、原則 3 社以上とし、見積比較表を作成する。

(8) 工事を分割委託する場合

工事を分割委託する場合、分割委託毎に設計図書を作成すること。

~~(9) 模型、透視図等の作成~~

~~模型、透視図等の作成については、実施設計過程における検証作業に必要な場合作成されるものを指し、一般向けプレゼンテーションとして使用するものを作成する必要はない。ただし、これを必要に応じて一般向けプレゼンテーションとして使用する場合もあるので、担当員より提示を求められた場合は、その現品又は複製を提出しなければならない。~~

~~(10) 維持保全計画書の作成~~

~~維持保全計画書の作成にあたっては、設計対象施設の運営維持上必要な法的要件を整理し、責任範囲をリストアップすること。また、ライフサイクルコストを考慮し、中長期大規模修繕計画 (案) を合わせて作成すること。~~

III. 提出書類

(1) 事務手続書類

(契約時)

別紙 3 - 2

委託業務着手届、会社経歴書、設計業務担当者届、設計業務協力事務所承諾願、業務計画書、計画日程表、内訳明細書等担当員の求める書類を速やかに提出すること。

(業務完了時)

委託業務完了届、委託業務提出図書、納品書、請求書

IV. 成果品

- (1) 本件建築設計業務に伴う成果品は別紙提出図書一覧による。
- (2) 成果品には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ担当員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、仕様書に規定がある場合又は担当員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。
- (4) 引渡し前における成果品の全部又は一部の使用を当市が求めた場合には、使用同意書を提出するものとする。

V. 検査

- (1) 受託者は、設計業務が完了したとき、部分払いを請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、検査を受ける場合には、あらかじめ成果品を整備し担当員の確認を受け、成果品の全てを写真撮影の上、納品書に添付すること。

VI. その他留意事項

- (1) 業務について疑問が生じた場合は、担当員と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項ならびに関連資料を当該業務に関わる者以外にもらしてはならない。
- (3) 委託業務後、不明箇所等が生じた場合は、必要に応じて補足説明等の措置をとること。当市が求めた場合には、当市へ出向き、説明・資料提出などの措置をとること。

別紙 3 - 2

別紙提出図書一覧

●実施設計業務に伴う提出図書一覧				
提出図書	サイズ	部数	提出形式	適 要
設計図原図	A 1	1 部	図面ケース	JWW 及び PDF 形式 ※電子データ (CD-ROM) 共
設計図原図 (白複写図)	A 1	2 部	図面ケース	委託時印刷用
設計図原図 (縮小版)	A 3	1 部	図面ケース	
設計図製本	A 2	2 部	製本	表紙、背表紙文字入れ共 (二つ折り)
設計図製本 (縮小版)	A 4	5 部	製本	表紙、背表紙文字入れ共 (二つ折り)
構造計算書	A 4	1 部	ファイル	出力データ原稿を綴ること。
構造計算書製本	A 4	1 部	製本	表紙、背表紙文字入れ共
内訳明細書 (※市様式)	A 4	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共 項目毎に価格根拠・根拠番号 (見積比較表参照番号・積算数量算出書参照番号) 等を表示する。
代価表 (建築・建築設備共)	A 4	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共 項目毎に公共建築工事設計基準の参照頁等を表示する。
見積比較表 (建築・建築設備共)	A 4	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共 3 社以上比較し、項目毎に根拠番号 (見積書参照番号等) を表示する。
見積書 (建築・建築設備共)	A 4	1 部	ファイル	分界紙・付箋・一覧表等でわかりやすく表示する。見積有効期限等詳細は担当員の指示による。
什器・備品リスト	A 4	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共 項目毎に採用カタログの名称及び記載頁等を表示する。
什器・備品カタログ	A 4	2 部	ファイル	分界紙・付箋・一覧表等でわかりやすく表示する。カタログ該当部分を複写し整理すること。
積算数量算出書 (建築・建築設備共)	A 4	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共 項目毎に根拠番号 (積算数量算出図面参照番号) 等を表示する。
積算数量算出図面 (建築・建築設備共)	A 4	1 部	ファイル	色分け・印・付箋等でわかりやすく表示する。 A 3 縮小版図面→A 4 折
技術計算書 (建築設備)	A 4	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共
機器選定書 (建築設備)	A 4	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共
透視図	A 2	3 部	額入り	彩色仕上げ (全体・校舎棟・体育館棟)

別紙 3 - 2

維持保全計画書	A 4	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共
概略施工工程表	A 3	2 部	ファイル	Excel 形式 電子データ (CD-ROM) 共
打合せ覚書	A 4	2 部	ファイル	Word 形式 電子データ (CD-ROM) 共

●各関連法令に伴う申請届出関係図書一覧				
提出図書	サイズ	部数	提出形式	適 要
計画通知書	A 4	3 部	ファイル	正 1、副 1、控 1
福祉のまちづくり申請書	A 4	3 部	ファイル	正 1、副 1、控 1
中高層建築物建築計画届出書	A 4	3 部	ファイル	正 1、控 1 ※標識設置、電波障害図、概要書作成等も含む。
大規模建築物に係る届出	A 4	3 部	ファイル	正 1、副 1、控 1
各関連法令申請届出書類 ・省エネ法 (CASBEE) ・屋上緑化関係 ・その他	A 4	3 部	ファイル	正 1、副 1、控 1 ※必要図書内容等は各関連法令に従うこと。

※図面電子データについては、JWW形式を基本とする。それ以外の形式 (DWG 形式等) については、変換ソフト等を使用し JWW形式に直すこと。尚、他の形式から JWW形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認した後に提出すること。

電子データ提出に際しては、元データ形式 (DWG 形式等) と JWW形式を合わせて提出し、元データ形式を保存した CD-ROM には、コンピューターにソフトをインストールすることなく図面データが閲覧できるよう、閲覧ソフト (DWG True View 等) を添付すること。また、工事委託に際して電子データでの図面配布を考慮し、PDF形式での提出も併せて行うこと。尚、PDF形式のセキュリティ設定については打合せにより決定する。

※ファイルとは背巾伸縮ファイルにて整理し、提出することを示す。

電気・機械設備工事実施設計業務委託仕様書

I. 一般事項

- (1) 業務の実施に当たっては、受託者側の建築担当者や担当員と十分な連絡を保つこと。
- (2) 積算業務は原則として承認を得た図面をもって行う。
- (3) 設計図面の作成にあたっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 特定の製品名、製造所名を記載してはならない。
 - (イ) 特定の製品等が推定されるような表現をしてはならない。
 ただし、上記により難しい場合は、あらかじめ承認を求めるものとする。
- (4) 貸与する図書、基準等は、業務完了時に返却すること。
- (5) 本仕様書のうち、○印と●印のある項目については、●印を適用する。

II. 業務内容

実施設計に際し、「基本計画書」、「設計種目」、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）（最新版）」、「同公共建築設備工事標準図（最新版、記号・器具番号使用のこと）」、「同建築設備設計要領（最新版）」に基づくほか、「技術基準」、「内線規定」、各種法規、条例等に準拠するものとする。また、積算にあつては「公共建築設備工事積算規準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）に基づき作成する。

(1) 実施設計図面の作成

(ア) 電気設備設計図

種目		種目	
電灯コンセント設備	○	インターホン設備	○
動力設備	○	テレビ共同受信設備	○
電熱設備	○	監視カメラ設備	○
避雷設備	○	駐車場管制設備	○
受変電設備	○	火災報知設備	○
静止形電源設備	○	防犯設備	○
自家発電設備	○	中央監視制御設備	○
構内交換設備	○	構内配電線路	○
電気時計設備	○	構内通信線路	○
拡声設備	○	テレビ電波障害防除設備	○
表示設備	○	映像音響設備	○
電話設備	○	情報通信網設備	○

別紙 3 - 2

(イ) 機械設備設計図

種 目		種 目	
給排水衛生設備工事		L P ガス設備工事	
衛生器具設備	○	屋内ガス設備	○
屋内給水設備	○	屋外ガス設備	●
屋外給水設備	●	空気調和設備工事	
屋内排水通気設備	○	熱源機器設備	○
屋外排水設備	●	空気調和機設備	○
給湯設備	○	ダクト設備	○
屋内消火栓設備	○	配管設備	○
スプリンクラー設備	○	換気設備	○
医療ガス設備	○	自動制御設備	○
厨房設備	○	排煙機器設備	○
浄化槽設備	○	排煙ダクト設備	○
採水口設備	○	昇降機設備工事	
ろ過設備(プール、浴槽)	○	昇降機設備	○

(ウ) 計算書

- ~~照度計算書(照度、器具台数、配置等)~~
- ~~電圧降下(配線容量)計算書(幹線、動力、電灯、その他回路)~~
- ~~自家発電設備関係計算書~~
- ~~直流電源設備容量決定計算書~~
- ~~遮断容量、I線地絡電流計算書~~
- ~~テレビレベル計算書~~
- ~~給水量、給湯負荷等の計算書~~
- ~~省エネルギー計算書(PAL、CECの算定)~~
- ~~熱負荷計算書~~
- ~~浄化槽容量算定計算書~~
- ~~電気室、発電機室及びエレベータ機械室の放熱量の計算書~~
- ~~その他各種機器容量計算書、機械設備、電気設備設計計算書~~